

『メモリアル トネ』の施設利用のご案内

広域利根斎場組合

令和5年1月26日更新

1. 施設利用の予約受付

- ①火葬、葬祭場等の利用予約は、基本的にインターネットからメモリアルトネ予約システムによりお受けいたしますが、システム利用登録を受けていない場合は、登録をお願いいたします。
- 《電話の問い合わせ時間》
- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 葬祭場を通夜で使用しない日及び休業日 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| 葬祭場を通夜で使用する日 | 通夜閉式が午後8時まで 午前8時30分から午後7時30分まで |
| | 通夜閉式が午後9時まで 午前8時30分から午後8時30分まで |
- ②役所への死亡届は、前日の午前中までに手続きをしてください。
- ③待合室の利用予約につきましては、大式場の利用及び小式場における通夜式の利用の場合を除いては、原則1部屋となります。ただし、告別式の前日の午前11時の時点で待合室の空きがある場合は、2部屋の利用も可能となります。
- ④待合室の利用予約後、利用予定がなくなった場合の取り消し受付は、前日の正午までとし、それ以降のキャンセルは別途対応となります。
- ⑤管外の方が施設を利用する際の予約受付は、利用日の2日前の午前10時以降となります。
- ⑥暴力団・暴力団関係者等の反社会的勢力の使用制限、停止またはその許可を取り消すことがあります。

2. 死亡届の提出 (市町村戸籍担当窓口へ)

- ①市役所(町村役場)に死亡届をして、「火葬許可証」の交付を受けてください。届出は、故人の死亡地、本籍地又は申請人の住所地の市役所(町村役場)にすることができます。
(届出前に、火葬場の予約が必要です。)
- ②電話で施設利用予約された場合、構成市町(加須市・久喜市・幸手市・宮代町)においては、火葬許可証の交付に合わせて、「メモリアルトネ施設使用許可申請書」を、施設利用当日受付にご提出ください。
なお、構成市町以外で死亡届出をされた場合、「メモリアルトネ施設使用許可申請書」は施設利用当日に施設受付窓口でお渡しいたします。
※「メモリアルトネ施設使用許可申請書」は、システムからダウンロードができます。
- ③構成市町以外の市役所(役場)に届出する場合は、交付された「火葬許可証」をメモリアルトネにFAX送信してください。(メモリアルトネFAX0480-65-8235)

3. 事務所での手続き等

- ①利用当日、施設を使用する前に、メモリアルトネ施設の使用許可申請手続きをしてください。
○手続きに必要なもの
1. メモリアルトネ施設使用許可申請書(印鑑省略可) 2. 火葬許可証 3. 使用料金
※料金(現金)は、必ず受付時、事務室職員と金額の確認をお願いします。
- ②「メモリアルトネ施設使用許可申請」は、通夜及び告別式で葬祭場を使用するときは、遅くとも通夜当日の午後5時までにまた、告別式のみで葬祭場を使用するときは、当日午前9時までに受付を済ませてください。
- ③「分骨証明」や「焼骨処理」を希望される場合の申請には、申請者の印鑑が必要となります。
- ④「火葬許可証」は、火葬終了後に火葬済証明をしてからお返しします。

- ⑤生花、盛籠等の注文はお受けしません。問合せに対しては、葬家が依頼した葬祭業者を紹介します。
- ⑥弔電は、葬祭場利用の葬家宛(故人様または届出人(申請人))が確認できるものに限ってお預かりします。※喪主様と届出人(申請人)が相違している場合は、お預かりできません。

4. 一般事項について

- ①宮型霊柩車は、入場できません。また、霊柩車入場時のクラクションは、鳴らさないでください。
- ②花輪の設置は、禁止しています。式場内には、生花・盛籠等は設置できます。
- ③敷地内及び施設内での火気使用は、禁止しています。
- ④建物内は、全面禁煙です。喫煙は、所定の屋外喫煙所を利用してください。
- ⑤棺の移動については、遺族関係者4～6名様でお願いします。
(棺台車により、霊柩車、式場及び霊安室の間、並びに火葬炉へ移動するとき)
- ⑥通夜、告別式等の片づけが終了したときは、事務所へお知らせください。
- ⑦葬祭場の生花、盛籠等の設置や待合室等の利用で発生したゴミ等は、利用者が処理し、持ち帰ってください。
- ⑧施設内で使用した器具、備品等は、元の場所に戻してください。
- ⑨器具、備品等を破損、汚損等して損害を与えたときは、加害者に賠償していただきます。
- ⑩使用者が特別な事情等により備品等を持ち込んで使用したいときは、事前に事務所へ相談し、指示に従ってください。
- ⑪持込備品等の使用によって苦情等が発生したときは、使用者の責任において対処してください。
- ⑫敷地内(駐車場、建物内の全て)での事故、盗難等には、責任を負いません。
- ⑬当斎場には、宿泊施設はありません。
- ⑭斎場周辺の案内看板は禁止しています。
- ⑮当施設では、楽器の演奏等他の利用者への迷惑行為を禁止しています。
- ⑯収骨室における「遺骨ペンダント」等への収骨はご遠慮いただいております。
- ⑰ペットのご同伴はご遠慮いただいております。(盲導犬等を除く)

5. 火葬室について (火葬炉8基)

- ①火葬の点火予約受付時刻及び件数
合計 1日18件 (うち2件は、式場火葬枠。)
9時:2件 10時:3件 11時:3件 12時:2件 13時:3件 14時:3件 15時:2件
- ②火葬で利用する場合の遺体は、点火予約受付時刻の60分前から15分前までの受入れとします。
- ③火葬当日、葬儀式場の出発状況等から、遺体の到着予定時刻をお知らせください。
- ④棺は、正面玄関からエントランスホールを通り、焼香室でのお別れ、火葬炉へと進んでもらいます。
- ⑤受入れ時間に遅れた場合は、他葬家の火葬進行状況等により、焼香等を省き、速やかに火葬炉へ納めさせていただきます。

6. 待合室について (洋室40名:4室、和室40名:1室、和洋室36名:5室)

- ①使用時間は、2時間以内(準備及び後片付けを含む。※収骨までが目安)です。ただし、式場利用時の使用時間については、式場と同じ3時間以内(準備及び後片付けを含む。)とします。
- ②通夜、告別式に使用する待合室は、2日間とも、同じ部屋をご利用いただけます。
- ③告別式及び火葬、忌中払いの待合室は、同じ部屋数でご利用いただけます。
- ④和室の利用を希望される場合は、事前にお申し出ください。
- ⑤空調機運転スイッチ、室内温度調整器、換気扇スイッチは、入口の右又は左の壁面にあります。室内の温度調整は、空調機運転スイッチを入れ、室内温度調整器下部のダイヤルを回してください。
- ⑥各待合室に、ポット、お湯、茶器等を用意しておきます。

なお、使用した茶器は、お盆にのせてワゴンのところへ置いてください。
⑦茶葉は、利用者が用意してください。(売店でも販売しています。)

7. 葬祭場について (大式場:常設116席、最大150席)(小式場:常設60席、最大60席)

- ①葬祭場は、メモリアルトネで火葬を行う(行った)場合に利用することができます。
- ②葬祭場の使用時間は、3時間(準備及び片付けを含む。)以内です。
通夜は、17:00～20:00 又は 18:00～21:00
葬儀・告別は、9:00～12:00で12時火葬 又は 10:00～13:00で13時火葬
- ③通夜の準備は、午後3時30分から式場に入れます。
上記時間よりも早く準備をする場合は、1時間単位で超過料金を負担してください。
告別式だけで使用するとき、当日午前8時30分以降の準備となりますが、前日の準備を希望する場合、通夜相当分の使用料を負担していただくことで、午後8時30分まで準備をすることができます。
- ④通夜の日、使用終了時刻の30分前までに、待合室も含めて片付け、退館するようにしてください。
(準備から片付けまでを貸出時間としているが、実際には3時間以上の利用となっているため)
- ⑤式場利用の葬儀・告別後の火葬は、点火時刻12時の場合は11時30分、13時の場合は12時30分を目安に、式場を出棺できるよう告別式を進行してください。
- ⑥葬祭場には、祭壇、焼香台、音響設備等を備えています。自由にお使いください。
- ⑦祭壇の輿は、そのままお使い下さい。また、写真台、盛台、灯籠、六灯立等が不要のときは、事前に申し出てください。担当者が対応いたします。
- ⑧花祭壇等の準備で祭壇の上物を移動させるときは、汚れ防止用に軍手等を使用してください。また、祭壇の養生は、確実に行ってください。
- ⑨生花、盛籠及び返礼品等の搬出入は、葬祭業者が責任を持って行ってください。
- ⑩生花の飾り付け及び盛籠等の設置は、祭壇の左右及び両壁側を利用してください。
- ⑪式場内での水の使用は、原則できません。ただし、生花用花瓶を使う場合のみ、認めています。
- ⑫葬祭場の片付けは、使用終了後、速やかに行ってください。なお、隣接の式場が使用中の場合は、式の妨げにならないよう配慮し、静かに行ってください。また、引き続き通夜として式場を使用する時もすべて撤収してください。
- ⑬生花等を搬入した業者が引取りに来ない場合は、葬儀施行の葬祭業者に引取りをお願いします。
- ⑭使用した香炉(住職用、参列者用)は、きちんと清掃してください。清掃用具は、各式場の遺族控室にあります。
- ⑮式場利用時には、燃料「光栄用カセット」をご持参ください。注)煤の出ないもの

8. 葬祭場玄関・共用通路等について

- ①葬祭場玄関前の葬儀・告別式の案内板は、自立式とし、使用者側で用意してください。(案内板の高さは、2.9m以内で準備してください。)
- ②葬祭場玄関周辺の華美な飾り付けはできません。(自立式案内板の脚部を隠す程度は可)
- ③共用通路は、受付台の設置や返礼品等を置くことで、通行の妨げとならないようにしてください。
- ④敷設された敷石 4枚分は、隣の式場のための通路として開けてください。
- ⑤資材や生花等の搬入作業が終わった車両は、北側駐車場に速やかに移動してください。(正面玄関付近や通路上への駐車は、しないでください。)

9. 霊安室について (2遺体収容可)

- ①葬祭場を利用するとき、通夜日から翌日の告別式まで霊安室を使用できます。保冷庫は、2基です。(霊安室に空きがある場合は、翌日の火葬まで使用することが出来ます。)

10. 売店・ラウンジ・着替え室・授乳室・コインロッカー・車いすについて

- ①売店では、飲食物の販売、仕出し等を行っています。
《売店》 (有)メモリアルトネサービス TEL 0480(65)8955
- ②ラウンジ、着替え室、授乳室は、どなたでもご自由に利用できます。(無料)
- ③ラウンジは、4人掛けテーブルで、24席分を用意しています。
- ④着替え室には、姿見、ハンガー等が備えてあります。
- ⑤授乳室には、授乳用の椅子や机、オムツ替えベッドとオムツ専用ゴミ箱を備えてあります。
- ⑥無料コインロッカー(100円リターン式)がご利用できます。
(大きさ:たて400mm×横400mm×奥行480mm、16個)
- ⑦車いすは、ご自由に利用できます。(無料) なお、利用後は元の場所に戻してください。

11. 駐車場について (乗用車150台、マイクロバス5台)

- ①多数の来場が見込まれる大規模な葬儀は、不測や混雑が予想される場合、誘導員の配置や臨時駐車場の確保、送迎や乗り合い等を検討し、適切な対応をお願いします。
- ②夜間は無人警備のため、車を留め置く場合は、その旨お知らせください。

12. 玄関前のご遺体受入について

- ①連絡を受けたご遺体到着予定時刻に合わせ、火葬業務担当者が玄関で出迎えます。
- ②霊柩車到着後、ご遺族関係者4～6名様で、棺を霊柩車から棺台車へ移していただきます。
- ③その後の焼香室、火葬炉へのご移動案内は、火葬業務担当者が先導します。

13. 棺(ご遺体)について (受入れ制限:重さ150kgまで)

- ①棺の大きさは、幅655mm×高さ515mm×奥行き2,100mm以内でございます。
- ②棺(ご遺体)の重さは、棺台車の耐重量制限の150kgまででございます。これを超える場合は、受入れできません。
- ③副葬品は、入れないでください。特に、燃えない物、燃えにくい物は、火葬に支障をきたすだけでなく、焼骨にも影響を及ぼします。次のものは入れないでください。ガラス、陶器、金物、石製品、本、ビニール、プラスチック、発泡スチロール、毛布、布団、果物等水分の多いもの、眼鏡、指輪等アクセサリー類、釣竿、貨幣等。
- ④保冷剤(ドライアイス等)は、出棺前に取り除いてください。
- ⑤ご遺体にペースメーカーがあるときは、事前に申し出てください。(火葬時に、破裂して危険なため)

14. 焼香室について

- ①花瓶 1対を用意しています。ご利用になるときは、生花2束を用意してください。
- ②焼香は、斎場で用意している抹香を使ってください。
- ③焼香室での花入れ、お別れがある時は、早めに到着してください。
- ④神式、キリストの時は早めに到着をお願いします。

15. 炉前ホール

- ① 炉前では、1葬家ずつの受入れとしています。ほかの葬家と重なるようであれば、焼香室でお待ちいただく場合があります。
- ② 火葬消火後の葬家火葬炉の確認(炉番号・位牌・写真等)は、少人数のご遺族でお願いします。

16. 収骨室

- ① 収骨をしない、或いは焼骨処分など、収骨の内容や仕方等に特別の事情がある場合は、事前にお知らせください。
- ② 骨壺に納めるものがある場合は、収骨前若しくは、あらかじめお申し出ください。

広域利根斎場組合

加須市川口四丁目 3番地 5

☎ 0480-65-8234

[http;www.memorial-tone@giga.ocn.ne.jp](mailto:www.memorial-tone@giga.ocn.ne.jp)